あなたの

空き家

大丈夫ですか?



「空家等対策の推進に関する特別措置法」では、

空家等の所有者や管理者は、周辺の生活環境に悪 影響を及ぼさないよう、適切な管理に努めなけれ ばいけないと定められています。

所有する空き家が周辺に迷惑をかけないよう きちんと管理しましょう。また、今後使用する予 定がない空き家においては、売却や解体も検討し ましょう。

←江別市の取り組み

江別市空家等対策計画に基づき、空き家等の発生の抑制や利活用、管理意識の向上と啓発をはかっています。さらに、札幌司法書士会及び江別不動産業協会と連携協定を締結し、情報発信や相談体制の整備に取り組んでいます。

◆北海道空き家情報バンクをご存じですか?

北海道が運営するサイト上で所有者から売却 等の希望のあった空き家情報を、空き家の利用を 希望する方に提供しています。また、空き家情報 の他に移住・仕事情報も掲載されています。

URL https://www.hokkaido-akiya.com/



空き家に関してお困りの際は、下記にお問 合せください。

- ■空き家に関する相談/通報江別市建設部建築指導課
 - <u>-加巾建設部建柴拍等球</u> **☎** 011-381-1042
- ■建物の補修/解体に関すること <u>江別建設業協会</u>
 - **☎** 011−383−2720
- ■相続/登記/売買等の手続きに関すること 札幌司法書士会

空き家相談ダイヤル

☎ 011-211-8763

(受付 月·水·金 13:00~16:00)

■建物の賃貸/売買に関すること

江別不動産業協会

詳しくは、江別不動産業協会の<u>ホームペーシ</u>゙をご覧ください。







★あなたの空き家、こんな問題抱えていませんか?

空き家を適切に管理せずに放置すると周囲に悪影響を与えるさまざまな問題が発生するおそれがあります。 管理が行き届いていない空き家は現地調査等をもとに市が「特定空家等」に認定する場合があります。

特定空家等とは…

- (1)倒壊等著しく保安上 危険となるおそれの ある状態
- (2)著しく衛生上有害となるおそれのある状態
- (3) 適切な管理が行われ ていないことにより 著しく景観を損なっ ている状態
- (4) その他周辺の生活環境の保全を図るために放置することが不適切である状態



※特定空家等を解体する際に、市の解体補助を利用できる場合があります。 助成にはさまざまな条件があるため詳しくは<u>江別市建設部建築指導課(☎ 011-381-1042)</u> へお問い合わせください。

管理不全の空き家を そのまま放置し続けると…



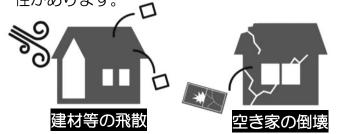
■ 固定資産税が上がる場合があります!

市が認定した「特定空家等」で住宅の場合、 空家等対策の推進に関する特別措置法に基づ いた「勧告」の措置を受けると、固定資産税 の住宅用地特例の対象から除外されます。

特例が除外されると今までより<u>税額が大幅</u> に上がる場合があります。

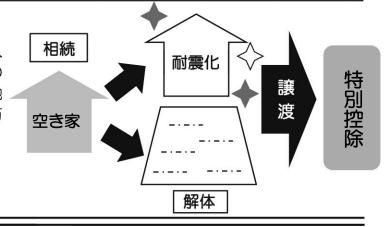
★ 損害賠償を問われる可能性があります!

空き家が原因で、他人に被害を負わせた場合、 所有者または管理者に<u>損害賠償</u>を問われる可能 性があります。



空き家となった被相続人の住宅の相続人が、耐震リフォーム後の家屋(その敷地をあわせた場合も含む)または家屋を解体後の敷地を売却した場合には、譲渡所得から3,000万円を特別控除できる場合があります。

詳しくは、<u>江別市総務部財務室資産税課</u> (本O11-381-14O4)へお問合せください。



お問合せ先

江別市建設部建築指導課

江別市高砂町6番地 市役所別館1階

T E L: 011-381-1042 F A X: 011-381-1078

MAIL: kenchikushido@city.ebetsu.lg.jp